

厚木市住民投票条例 逐条解说

政策部 企画政策課

厚木市住民投票条例逐条解説

目次

厚木市住民投票条例を制定した理由

1 厚木市住民投票条例を制定した理由	2
2 厚木市住民投票条例の規定	2

厚木市住民投票条例

厚木市住民投票条例	4
-----------------	---

厚木市住民投票条例の解釈

第1条	8
第2条	9
第3条	10
第4条	12
第5条	14
第6条	15
第7条	16
第8条	17
第9条	18
第10条	19
第11条	20
第12条	21
第13条	22
第14条	23
第15条	25
第16条	26
第17条	27
第18条	28
第19条	29
第20条	30
第21条	31
第22条	32
第23条	33
第24条	34
附則	34

関連例規

厚木市住民投票条例施行規則	36
住民投票に係る事務の厚木市選挙管理委員会への委任について	38
厚木市住民投票条例施行規程	40
請求資格者の請求による住民投票の流れ	47

参考資料

1 厚木市住民投票条例制定までの経過	50
2 厚木市住民投票制度在り方検討会	51

厚木市住民投票条例を制定した理由

1 厚木市住民投票条例を制定した理由

厚木市では、厚木市の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として、厚木市自治基本条例を制定し、平成22年12月24日に施行しました。

その後、自治基本条例に基づく市民自治を推進するため、平成24年3月に厚木市市民参加条例を、平成24年10月には厚木市市民協働推進条例を制定し、市民参加及び市民協働を推進するための制度の充実に取り組んできました。

厚木市自治基本条例第36条には、「市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる」と規定しています。これは、地方自治の本旨の要素の一つである住民自治の充実という観点から、間接民主制を補完する市民参加の重要な制度として、住民投票制度を厚木市自治基本条例に位置付けたものです。

こうしたことから、厚木市における自治を更に充実したものとするため、厚木市全体に重大な影響を及ぼす事項について、市民*の皆さんの意思を直接確認する必要があるときに、速やかに住民投票を実施することができるよう、住民投票に実施に必要な事項を厚木市住民投票条例で決めました。

* 意思を直接確認する対象となる市民は、厚木市住民投票条例第10条に規定する投票資格者（厚木市の議会の議員又は市長の選挙権を有する方）です。

2 厚木市住民投票条例の規定

厚木市住民投票条例は自治基本条例第36条の趣旨に基づき制定されていることなどから、次のとおり、他の住民投票条例とは異なる内容があります。

(1) 投票結果の取扱いの規定

厚木市自治基本条例第36条第2項により、市民、議会及び市長には住民投票の結果に対する尊重義務が課されています。

そのため、厚木市住民投票条例には、住民投票の結果に関する規定を設けていませんが、議会と市長は、住民投票の結果を最大限尊重して、市全体に重大な影響を及ぼす事項についての判断、決定をすることになります。市民は、その成り行きを平静に見守る必要があります。

(2) 住民投票の成立要件に関する規定

投票率が2分の1に満たない場合は、住民投票自体を不成立とし、開票もしないとする規定を設ける住民投票条例の例もありますが、厚木市住民投票条例には、そのような住民投票の成立要件に関する規定は設けていません。

多くの労力と多額の経費を掛けて実施する住民投票であり、住民投票の結果が議会や市長を拘束するものではないことから、投票率の高低についても一つの市民の意思の表れとしてとらえ、議会と市長は、そのことも含めた投票結果を尊重して、議論し、最終的な決定をすることになります。

厚木市住民投票条例

厚木市住民投票条例

(趣旨)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例(平成22年厚木市条例第25号)第36条第1項の規定に基づき、住民投票の実施について必要な事項を定めるものとする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の提案(以下「市長提案」という。)に基づき実施されるものとする。

(住民投票に付することができる事項)

第3条 住民投票に付することができる事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項に類すると認められる事項

(請求資格者)

第4条 第2条の規定に基づき住民投票の実施を請求できる市民(以下「請求資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とする。

(実施の請求)

第5条 請求資格者による住民投票の請求(以下「市民請求」という。)は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求資格者の代表者(以下「請求代表者」という。)から市長に対し、書面により行うものとする。

2 議会による住民投票の請求(以下「議会請求」という。)は、議決により市長に対し行うものとする。この場合において、議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

(住民投票事項の形式)

第6条 住民投票に付する事項(以下「住民投票事項」という。)の形式は、二者択一で賛否を問う形式としなければならない。ただし、住民投票事項が二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

(市民請求に関する手続)

第7条 この条例に定めるもののほか、市民請求に関する手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)に定める直接請求の手続の例による。

(住民投票の執行)

第8条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に係る事務を厚木市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任する。

(実施の決定)

第9条 市長は、市民請求があった場合において、規則で定める住民投票の実施の要件に該当すると認め受理したとき又は議会請求があったときは、住民投票の実施を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により住民投票の実施を決定したとき又は市長提案により住民投票の実

施を決定したときは、直ちに告示するとともに、同項の規定により実施する住民投票については選挙管理委員会及び請求代表者又は議会の議長に、市長提案により実施する住民投票については選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(投票資格者)

第10条 住民投票の投票権を有する市民(以下「投票資格者」という。)は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第11条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という。)を調製しなければならない。この場合において、投票資格者名簿については、本市の選挙人名簿をもってこれに代えることができる。

(投票日)

第12条 選挙管理委員会は、第9条第2項の規定による告示があった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲において、住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に本市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは知事の選挙又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が必要と認めるときは、投票日を変更することができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を直ちに告示しなければならない。

(投票所)

第13条 投票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。

(投票の方法)

第14条 投票は、住民投票事項ごとに、1人1票とする。

2 投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に の記号を自書しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、投票用紙に の記号を自書することができない投票人は、点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。)による投票をし、又は代理投票をさせることができる。

(期日前投票等)

第15条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(開票所及び開票日)

第16条 開票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

(無効投票)

第17条 次に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) の記号以外の記号を記載したもの

- (3) の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票の結果)

第18条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちに告示するとともに、住民投票が市民請求によるものである場合には請求代表者に、議会請求によるものである場合には議会の議長にその結果を通知しなければならない。

(請求等の制限期間)

第19条 住民投票が実施された場合は、前条の規定により投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、当該住民投票に付した事項と同一又は同旨の事項について、第5条の規定による住民投票の請求又は市長提案を行うことはできない。

(情報の提供)

第20条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票事項に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、市民に対し住民投票に関する必要な情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければならない。

(住民投票運動)

第21条 住民投票に関する投票運動（住民投票事項に対し賛成又は反対の意思を表明する運動、投票を呼び掛ける運動等住民投票に関する運動をいう。）は、自由に行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

(投票及び開票)

第22条 この条例に定めるもののほか、住民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに厚木市公職選挙法令執行規程（昭和59年厚木市選挙管理委員会告示第109号）の規定に基づき行われる選挙の際の投票及び開票の例による。

(意見聴取)

第23条 市長は、この条例の運用に関する事項について、厚木市自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴くものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

厚木市住民投票条例の解説

(趣旨)

第1条 この条例は、厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第36条第1項の規定に基づき、住民投票の実施について必要な事項を定めるものとする。

【解説】

厚木市住民投票条例（以下「条例」といいます。）を制定した趣旨を明らかにしています。

厚木市自治基本条例（以下「自治基本条例」といいます。）では、第36条第1項で、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができるとしています。

この条例は、自治基本条例第36条第1項のこの規定に基づき、住民投票を実施するための手続その他必要な事項を定めるものです。

自治基本条例では、地方自治の本旨の要素の一つである住民自治の充実という観点から、間接民主制を補完する市民参加の重要な制度として、住民投票に関する規定を設けています。

この条例に規定のないものであっても、自治基本条例に規定されている事項は、その規定に従わなければなりません。例えば、他の常設型の住民投票条例には、投票結果の尊重義務の規定がありますが、この条例にはそうした規定を設けていません。これは、自治基本条例第36条第2項に「市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない」と規定されていることから、この条例で改めて規定する必要がなかったことによります。

【関連法令】

【厚木市自治基本条例】

（住民投票）

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、市民若しくは議会の請求又は市長の提案（以下「市長提案」という。）に基づき実施されるものとする。

【解説】

住民投票は、市民が議会のいずれかの請求又は市長の提案に基づき実施されるものであることを定めています。

厚木市における住民投票制度を創設するに当たり、住民投票は、何をきっかけとして実施されるかを明らかにしています。

また、そのきっかけとなる住民投票実施の請求や、提案を誰が行うことができるかということは、制度の基本となるものであり、自治の担い手である市民、議会及び市長の全てが請求・提案できるものとししました。

本来、議会や市長は、住民投票条例に規定していなくても、住民投票を行うための条例案を自ら提案することができます。

しかし、常設型の住民投票条例を整備するのであれば、総合的な制度とすることが望ましく、議会や市長も請求又は提案をすることができるものとししました。

(住民投票に付することができる事項)

第3条 住民投票に付することができる事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項
- (3) 予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項に類すると認められる事項

【解説】

住民投票の対象とすることができる事項を定めています。

自治基本条例で住民投票について規定している第36条第1項では、住民投票の対象を市政の重要な事項とのみ規定し、具体的な対象事案を規定していません。

この条例のように常設型といわれる住民投票条例は、将来にわたる運用、投票資格者の範囲、請求等の要件など、制度全体を考慮して制定する必要があることから、あらかじめ住民投票の対象とすることができる事項を具体的に規定することは困難です。

そこで、住民投票の対象とすることができる「市政の重要な事項」を「市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定めた上で、その性質上対象としないものを第1号から第5号までに列挙しています。

・第1号について

本来、国や県の権限に属する事項で市の権限が及ばないものについては、住民投票の対象から除外します。

しかし、市の権限が及ばない事項であっても、市全体に重大な影響を及ぼす事案である場合に、国や県など権限を有する者に対して、市としての意思を明確に表明する上で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項については、対象とします。

「市の権限に属さない事項」とは、外交や国防等の国の専管事項、県立施設の設置等の県の専管事項、工場の建設等の民間企業の経営に関する事項などで、市が自ら実施主体となり得ないものをいい、その例としては、次のものがあります。

(例)

- ・市が県立病院の設置を決定すること。
- ・市が国道又は県道の整備を決定すること。
- ・国の出先機関の存続を決定すること。

「市の意思として明確に表明しようとする場合」の例としては、次のものがあります(ただし、これらの例が、直接住民投票の対象となるとは限りません。)。

(例)

- ・県に県立病院の設置を求めること。
- ・国又は県に、国道又は県道の整備を求めること。
- ・国の出先機関の存続を求めること。
- ・民間企業の工場等の建設を求めること。

・第2号について

住民投票が法令上規定されているものについては、条例による住民投票制度ではなく、法令に基づく手続により投票を請求することができるため、対象から除きます。

住民投票が法令で規定されているものの例として、次のものがあります。

(例)

- ・市議会の解散請求(地方自治法第76条)
- ・市議会議員の解職請求(地方自治法第80条)
- ・市長の解職請求(地方自治法第81条)
- ・合併協議会の設置(市町村の合併の特例等に関する法律第4条)

・第3号について

予算の調製に関する事項、市の組織に関する事項、職員の任免、指揮監督等人事に関する事項など、市長や執行機関の権限に関わる事項のほか、執行機関の内部事務処理は、市長その他の執行機関の専管事項であり、住民投票になじまないため、対象から除きます。

予算、組織及び人事に関するものの例としては、次のものがあります。

(例)

- ・職員の降格や昇格
- ・新たな課の設置
- ・通常の契約事務

なお、予算については、市長が総合的な判断の下に編成する予算の総体をいうものであって、予算化される個々の事務や事業は、他の各号に該当しない限り除外対象となりません。

・第4号について

住民投票は、全ての市民を対象として実施されるものです。したがって、その影響が特定の市民や地域に限られるような事項については、利害関係の違いから公平な投票結果を得ることができないおそれがあるため、除外します。

(例)

- ・専ら特定の地域のみに関わる事項で全市に意見を確認する必要性が低い事項(いわゆる迷惑施設と呼ばれる市の施設の設置、地区の歩道整備等)
- ・特定の個人又は団体を誹謗中傷したり、権利利益を侵害するおそれがあるもの
- ・特定の個人又は団体に対し利益を誘導するもの

・第5号について

住民投票に付することが適当でない事項であるか否かについては、第1号から第4号までに掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な項目を設けます。

これに該当するには、第1号から第4号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

(請求資格者)

第4条 第2条の規定に基づき住民投票の実施を請求できる市民(以下「請求資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とする。

【解説】

住民投票の実施を請求できる市民の範囲を定めています。

本市の住民投票制度は、間接民主制を補完するための市民参加制度の一つとして位置付けるものであることから、その制度への参加は、間接民主制の枠組みの中で実施されるべきであること、また、住民投票の結果は、議会や市長を拘束しないとしても尊重義務が課され、議会や市長の判断に相当の影響を及ぼすと考えられることから、住民投票の請求資格者を、選挙人名簿に登録されている者としています。

本市に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に登録されている方が、選挙人名簿に登録されます。

この条例では、請求資格者と投票資格者を別に規定しています。

これは、直接請求の場合の請求資格と住民投票の場合の請求資格、選挙の場合の投票資格と住民投票の場合の投票資格を、直接請求制度と選挙制度の各々の制度の資格と、住民投票制度の資格が異なるものとならないよう、統一したことによります。

請求資格につきましては、直接請求の場合の請求資格が選挙人名簿に登録されているという形式的な要件を満たせば良いので、公職選挙法の規定により、選挙の当日(期日前投票の場合は、投票の当日)、転出や国籍離脱、刑に服しているなどの理由で、選挙権がない場合であっても請求資格は認められる(地方自治法第74条第5項など直接請求に関する請求権者の規定)ことから、これと同様の扱いとしているものです。

【関連条文】

(市民請求に関する手続)

第7条 この条例に定めるもののほか、市民請求に関する手続については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)に定める直接請求の手続の例による。

【関連法令】

【公職選挙法】

(登録)

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところに

より、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

- 2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。
- 4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

(実施の請求)

第5条 請求資格者による住民投票の請求(以下「市民請求」という。)は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求資格者の代表者(以下「請求代表者」という。)から市長に対し、書面により行うものとする。

2 議会による住民投票の請求(以下「議会請求」という。)は、議決により市長に対し行うものとする。この場合において、議員が議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

【解説】

市民又は議会が、住民投票の実施の請求を行う場合に必要な事項を定めています。

・第1項について

市民が、住民投票の請求を行う場合に必要な事項を定めています。

市民請求の場合、請求資格者総数の5分の1以上の署名等を添えて、請求代表者から市長に必要な事項を記載した書類を提出することで請求を行います。

必要署名数等の要件を請求資格者総数の5分の1以上としたのは、他の自治体の事例や本市における過去の選挙での投票率などを踏まえ、実際に署名等収集が可能な数であることや、請求の乱発による混乱の防止という点も考慮したことによるものです。

法律に基づき住民投票の実施を求める制度としては、公務員の解職請求や、議会の解散請求の住民投票の実施を求める地方自治法による直接請求制度や、市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求する制度があります。

公務員の解職請求などを求める直接請求制度では、選挙権を有する者の総数の3分の1以上の署名を、また、合併協議会設置協議について選挙人の投票を行うことを求める場合は、選挙権を有する者の総数の6分の1以上の署名を集める必要があります。

直接請求制度による公務員の解職請求などと同じ「3分の1以上」の署名を収集しなければならないのであれば、住民の意思を直接確認するための制度として住民投票制度を設ける意味が薄れてしまい、また、住民投票では、合併の是非自体を住民投票に付すことも考えられることから、合併協議会設置協議の住民投票を行うことを請求する場合の6分の1では少ないと考えたことにもよるものです。

・第2項について

議会が、住民投票の請求を行う場合に必要な事項を定めています。

(1) 議会からの請求とするためには、出席議員の過半数の賛成による議決が必要となります。

(2) 議決の対象となる議案の提出に当たっては、地方自治法第112条の規定による議案の議員提案に必要な議員の賛成数と同じ議員定数の12分の1以上としています。

(住民投票事項の形式)

第6条 住民投票に付する事項(以下「住民投票事項」という。)の形式は、二者択一で賛否を問う形式としなければならない。ただし、住民投票事項が二者択一により難しい場合には、3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる。

【解説】

住民投票で、住民の意思を確認する際の選択肢の設定方法を定めています。

住民投票を行うということは、特定の事案について、賛成か反対、あるいは対立する二つの施策のいずれに賛成かといった意見が市全体で拮抗している状態であることが想定されること、二者択一とした方が投票する人にとって分かりやすいことから、住民投票に付する事項の形式は二者択一を基本とします。

二者択一で賛否を問う形式とは、ある事項について、賛成か否(不)賛成、つまり、賛成か反対かを問う形式をいいます。

しかし、住民投票に付そうとする事項の内容によっては、単に賛成か反対かを問うだけでは、問題の基本的な解決にはならず、むしろA案とB案といった異なる二つの案のいずれに賛成かと聴いた方が、事案の基本的な解決に向け、より正確に市民の意思を問うことができる場合も考えられます。

実際にあった事例として、耐震診断により、震度6強の地震で倒壊の恐れがあるとされた市庁舎について、市庁舎の危険性を改善するという問題を解決するため、市庁舎の「移転新築」あるいは「改修増築」のいずれに賛成かといった二者択一による形式で住民投票を実施された例があります。

また、将来、どのような内容のものが住民投票に付する事項となるか想定しきれないことや、過去に行われた住民投票で、二者択一以外の方法が用いられた例もあることから、3以上の選択肢から一つを選択する形式で選択肢を設けることもできることとします。

二者択一以外の方法の例として、市町村合併の場合に、合併反対、A市と合併に賛成、B市と合併に賛成などの選択肢を設けることが考えられます。

(市民請求に関する手続)

第7条 この条例に定めるもののほか、市民請求に関する手続については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める直接請求の手続の例による。

【解説】

市民請求に関する手続については、この条例によるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に基づき実施されている直接請求の手続と同様のものとすることを定めています。

市民請求に関する手続としては、署名等の収集と収集した署名等の審査が主なものとなります。

その手続は、ここに挙げた法令による直接請求の手続と同様のものとなりますが、手続を分かりやすく示すことが必要であることなどから、主な手続については、この条例の施行規則及び選挙管理委員会に委任した事務について選挙管理委員会が定める施行規程で規定します。

市民請求に関する手続については、地方自治法、地方自治法施行令及び地方自治法施行規則に基づき実施されている直接請求の手続と同様のものとすることを定めていることから、この条例等に規定のないものについては、これら法令の運用の例により実施します。

(住民投票の執行)

第8条 住民投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に係る事務を厚木市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任する。

【解説】

住民投票の執行者が市長であることを明らかにしています。その上で、住民投票の具体的な管理及び執行の事務を厚木市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」と言います。）に委任することを定めています。

・第1項について

自治基本条例では、市長は、住民投票を実施することができる」と規定していることや、住民投票が、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項について実施するものであることから、市の代表者である市長の事務と位置付けます。

・第2項について

第7条で市民請求に関する手続について、地方自治法等に定める直接請求の手続の例による」としているのとおり、住民投票の管理と執行に関する事務は、直接請求の手続と同様のものであり、地方自治法では、こうした手続を選挙管理委員会が行う規定となっていること（第74条の2）、また、投票や開票に関する手続は選挙の場合とほぼ同様であることから、住民投票に関する事務を効率的に行うとともに、投開票に関する事務の客観性や透明性を確保するため、地方自治法第180条の2の規定により住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任します。

【関連法令】

【地方自治法】

第180条の2 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

(実施の決定)

第9条 市長は、市民請求があった場合において、規則で定める住民投票の実施の要件に該当すると認め受理したとき又は議会請求があったときは、住民投票の実施を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により住民投票の実施を決定したとき又は市長提案により住民投票の実施を決定したときは、直ちに告示するとともに、同項の規定により実施する住民投票については選挙管理委員会及び請求代表者又は議会の議長に、市長提案により実施する住民投票については選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

【解説】

市長は、市民請求を受理したとき又は議会請求があったときは、住民投票の実施を決定すること及びその際の手続を定めています。

市長が住民投票の実施を決定した場合の手続として、実施決定した旨の告示とともに、選挙管理委員会や、請求代表者又は議会の議長といった、請求を行った者に対する通知について定めています。

・第1項について

市民請求の場合の住民投票の実施の要件は、次のとおりです（厚木市住民投票条例施行規則第5条）。

- (1) 署名簿の有効署名等の総数が請求資格者の総数の5分の1の数に達していること。
- (2) 選挙管理委員会による住民投票実施請求者署名簿の審査終了後、署名簿の返付を受けた日から5日以内に行われていること。

受理とは、請求や申請などを、有効なものとして受領することをいいます。

なお、住民投票に付そうとする事項が、この条例の第3条に規定する「市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」であり、同条第1号から第5号までに掲げる事項に該当しないことが前提となります。

この判断については、署名等を収集する際に必要な住民投票実施請求代表者証明書の交付申請（厚木市住民投票条例施行規則第3条）があったときに審査しているため、実施請求の際に、改めて審査は行いません。

・第2項について

住民投票の実施を決定したときの手続としては、直ちに告示をするとともに、次のとおり通知をします。

- (1) 市民請求又は議会請求により実施する場合
選挙管理委員会及び請求代表者又は議会の議長に、住民投票の実施を決定したことを通知します。
- (2) 市長提案により実施する場合
選挙管理委員会に住民投票の実施を決定したことを通知します。

(投票資格者)

第10条 住民投票の投票権を有する市民(以下「投票資格者」という。)は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

【解説】

住民投票の投票権を有する市民を定めています。この条例では、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者を、住民投票の投票資格者としました。

第4条では、住民投票実施の請求資格者を、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者としています。

これに対し、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とは、住民投票の期日(投票日)又は期日前投票で投票をしようとする日現在において、公職選挙法による市議会の議員又は市長の選挙権を持つ人をいいます。

公職選挙法では、適法に選挙人名簿に登録されていても、選挙の当日(期日前投票の場合は投票の当日)、転出や国籍離脱、刑に服しているなどの理由で、実質的に選挙権がない場合は投票できない旨を規定している(第43条)ことから、同様の扱いとしているものです。

例えば、市外への転出届をした人について、選挙人名簿では、転出届をした後4か月を経過しなければ、抹消されず、転出した事実のみが選挙人名簿に記載されます。この場合、名簿には登録されていますので、請求資格はあります。しかし、実質的には、住所を有していないことから、投票資格はないこととなります。

【関連条文】

(投票及び開票)

第22条 この条例に定めるもののほか、住民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに厚木市公職選挙法令執行規程(昭和59年厚木市選挙管理委員会告示第109号)の規定に基づき行われる選挙の際の投票及び開票の例による。

【関連法令】

【公職選挙法】

(選挙権)

第9条 日本国民で年齢満18年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

3～7 略

(登録)

第22条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところに

より、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

- 2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき（同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。）には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、行わなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在）により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。
- 4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

（投票資格者名簿）

第11条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。この場合において、投票資格者名簿については、本市の選挙人名簿をもってこれに代えることができる。

【解説】

選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合は、住民投票の投票権を有する者を登録する投票資格者の名簿を作成しなければならないことを定めています。

投票資格者名簿の作成は、第8条で選挙管理委員会に委任する事務に含まれることから、選挙管理委員会が作成することになります。

また、第16条で投票資格者を本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者と規定し、投票資格者名簿として登録する内容が、選挙管理委員会が調製する選挙人名簿と実質的に変わらないことから、選挙管理委員会が整備している選挙人名簿を投票資格者名簿として扱うことができることを規定しています。

住民投票を実施する際には、第12条第2項の規定による投票日の告示を行う日の前日現在の投票資格者を投票資格者名簿に登録し、投票資格者名簿を作成します。投票資格者名簿に登録する事項は、投票資格者の氏名、住所、生年月日及び性別です。ただし、投票資格者の年齢については、投票日現在のものにより登録を行います（厚木市住民投票条例施行規程第10条第2項）。

(投票日)

第12条 選挙管理委員会は、第9条第2項の規定による告示があった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲において、住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に本市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは知事選挙又は本市の議会の議員若しくは市長選挙が行われるときその他選挙管理委員会が必要と認めるときは、投票日を変更することができる。

4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日を直ちに告示しなければならない。

【解説】

住民投票の投票日の決定及び投票日の告示並びに投票日の変更及び変更後の投票日の告示について、規定しています。

・第1項について

住民投票の投票日は、市長が住民投票の実施を決定したことを告示した日から起算して、30日を経過した日から90日を超えない範囲において、選挙管理委員会が住民投票の投票日を定めることとしています。

住民投票を実施するための準備にかかる時間のほか、投票資格者に対して十分な周知を図り、投票運動などを通して住民投票に付される事案の内容について議論し、理解を深めていただくためには、十分な時間が必要である一方、投票日までの期間が長過ぎると、投票資格者の住民投票に対する関心が薄れてしまう懸念があることから、こうした期間を設けます。

また、住民投票の投票資格となる市議会の議員及び市長の選挙権を有する者は、投票日までに3か月以上、市内に住所を有することが必要とされていることから、一時的に投票資格者になることを目的とした転入を防ぐため、90日を超えない範囲で住民投票を実施する必要があります。

・第2項について

公職選挙法で、政令指定都市以外の市の議会の議員及び市長の選挙の期日(投票日)は、少なくとも投票日の7日前に告示しなければならないとしているものと同じ内容としました。

住民投票の投票日は、住民投票を実施することが正式に決定された後に告示されます。しかし、投票準備等を進めるため、告示日や投票日などの予定日が事前に公表されます。

・第3項について

住民投票の投票資格者を、市議会の議員及び市長の選挙権を有する者と一致させたことから、住民投票の投票日と投票所を、選挙と同じ日に同じ会場で実施することも考えられます。

住民投票の投票日と選挙の投票日を同日にした場合、双方の投票の呼びかけ等による相乗効果や、選挙での争点として取り上げられることにより関心が高まる可能性があることで、投票率の上昇が期待できます。

しかし、選挙がある場合は、その選挙の公示又は告示後は、公職選挙法等により、住民投票の投票運動が政治活動とみなされ制限されてしまいます。そのため、投票日を変更することができるようにしています。

また、「その他選挙管理委員会が必要と認めるとき」とは、天災など避けることのできない事故により投票を行うことができないときをいいます。

【関連法令】

【公職選挙法】

公職選挙法の選挙期日（投票日）についての規定

- 1 衆議院・参議院・地方公共団体の議会の議員、長の任期満了による選挙は、任期が終る日の前30日以内（公選法第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項関係）
- 2 衆議院・参議院・地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日から40日以内（公選法第31条第2項、第33条第2項関係）

選挙の期日の告示に関する規定（公選法第33条第5項）

- 1 都道府県知事の選挙 少なくとも17日前に
- 2 指定都市の長の選挙 少なくとも14日前に
- 3 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙 少なくとも9日前に
- 4 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙 少なくとも7日前に
- 5 町村の議会の議員及び長の選挙 少なくとも5日前に

・第4項について

投票日を変更したときは、公職選挙法の例により、少なくとも投票日の2日前には告示しなければなりません（公職選挙法第57条）。

（投票所）

第13条 投票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。

【解説】

住民投票の投票所の設置場所について、選挙管理委員会が指定した場所に設けることを定めています。

投票所は、通常行われている選挙の際の投票場所と同じにすることが、投票する市民にとって分かりやすく混乱を招くことが無いと考えられます。

投票所については、選挙の例と同様に、第12条第2項の規定による投票日の告示があった日から、投票日の5日前までに告示します（厚木市住民投票条例施行規程第17条）。

(投票の方法)

第14条 投票は、住民投票事項ごとに、1人1票とする。

2 投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に の記号を自書しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、投票用紙に の記号を自書することができない投票人は、点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。)による投票をし、又は代理投票をさせることができる。

【解説】

投票資格者が、投票を行う際の基本的な原則を定めています。

これらの原則は、公職選挙法等による選挙の投票の例と同様のものとなります。

・第1項について

住民投票は、投票によって市民の意思を確認する制度ですので、投票資格者が投票することができる数は平等でなければならないことから、住民投票事項ごとに1人1票とすることを定めています。

・第2項について

投票を行う投票資格者は、住民投票の投票日当日に、本人が自ら投票所に行き投票しなければならないことを定めています。

これは、選挙と同様に投票の秘密を守り、投票の公正を確保するためのものです。

・第3項について

住民投票の投票は、投票する投票資格者本人が、 の記号を書かなければならないことを定めています。

住民投票の投票用紙には、あらかじめ選択肢が記載されており、投票しようとする人は、いずれか一つの選択肢を選び、所定の欄に の記号を記入します。

・第4項について

第2項及び第3項にあるように、投票は、秘密を守るため、投票資格者本人が自書することが原則です。

しかし、身体の故障その他の理由により の記号を書くことができない人も、投票することができるよう、例外措置として点字による投票や、代理投票をすることができる規定を設けています。

〔点字による投票の方法〕

投票をしようとする人から、点字投票の申出があった場合には、投票管理者は選挙管理委員会が定める様式の点字用の投票用紙を交付します。点字用の投票用紙には、あらかじめ選択肢が点字により記載されていて、投票しようとする人は、いずれか一つの選択肢を選び、所定の欄に の記号又は「まる」と点字で記入します。

〔代理投票の方法〕

投票しようとする人が身体の故障等により、自ら投票用紙に記載することができない場合には、これらの人の参加を促進するために、投票管理者に申請することにより、その投票人に代わって投票の補助者が投票用紙に記載する代理投票の方法を認めています。代理投票の申請があった場合には、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票人の投票を補助すべき者2人を本人の承諾を得て定め、1人に投票人の指示する内容を記載させ、もう1人を立ち合わせます。

住民投票の投票用紙

住民投票の投票用紙には、あらかじめ選択肢が記載されており、投票しようとする人は、いずれか一つの選択肢を選び、所定の欄に の記号を記入します。

【二者択一の例】

X市との合併に反対	X市との合併に賛成	住民投票 X市との合併について賛否を問う
記載欄		
↑	↑	

【二者択一以外の例】

他市町との合併に反対	Y町との合併に賛成	X市との合併に賛成	否を問う住民投票 X市またはY町との合併について賛
記載欄			
↑	↑	↑	

いずれかに の記号を記入します

(期日前投票等)

第15条 投票人は、前条第2項の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

【解説】

住民投票の投票日当日に投票所に行くことができない投票人のために、選挙と同様に期日前投票又は不在者投票を行うことができることを定めています。

第14条第2項に規定されているとおり、投票を行う投票資格者は、投票の公正を確保するため、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければなりません。

しかし、選挙の場合、選挙人が投票しやすい環境を整えるために、選挙の投票日当日一定の理由により投票所で投票することができない選挙人のために、選挙の投票日における投票と同様に、直接、投票箱に投票用紙を投函することができる期日前投票制度や、選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会で投票したり、郵便等投票証明書を交付された障がい者の方等が郵便による投票をすることができる不在者投票制度があります。

この制度の趣旨に準じて本市の住民投票制度についても期日前投票又は不在者投票が行えることを規定したものです。

期日前投票では、投票する時点において投票資格の確認を行い、住民投票の投票日の投票と同様に、投票用紙を直接投票箱に投函できますので、投票日までに投票資格を失ってしまうような場合(死亡等)でも、有効な投票として取り扱われます。

期日前投票を行うには、期日前投票所で、一定の事由に該当する旨の宣誓書を提出して行います。

投票できる時間は、原則として午前8時30分から午後8時までです。(本庁舎以外に期日前投票所を設ける場合は、午前9時から午後8時までとなります。)

不在者投票には、次のものがあります。

- ・投票日までには18歳になるものの、投票する日においてはまだ17歳である方が投票する不在者投票
- ・仕事や旅行で他市区町村に滞在しているなどの理由で選挙人名簿登録地以外の選挙管理委員会で投票する不在者投票
- ・神奈川県選挙管理委員会の指定を受けている病院や老人ホームの入院患者や入所者がその施設内で投票をする指定施設における不在者投票
- ・身体に重度の障害などがある方のための自宅などで投票用紙の記載ができる郵便等投票(あらかじめ登録が必要になります。)

(開票所及び開票日)

第16条 開票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

【解説】

開票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設けること、選挙管理委員会は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならないことを定めています。

・第1項について

開票所は、基本的には選挙の際の開票所と同じ場所を指定し、設置することになります。

選挙の投票と同時に住民投票が行われた場合は、選挙の開票所と同じ場所に開票所が置かれます。

・第2項について

開票所の場所及び開票の日時を明らかにするため、手続として告示を行います。

開票は、選挙の場合と同様に即日行われることになります。

(投票の結果)

第18条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちに告示するとともに、住民投票が市民請求によるものである場合には請求代表者に、議会請求によるものである場合には議会の議長にその結果を通知しなければならない。

【解説】

住民投票の結果が確定した場合の手続を定めています。

選挙管理委員会は、投票結果が確定した場合は、その内容を直ちに告示するとともに、住民投票の請求者である請求代表者又は議長にその結果を通知しなければなりません。

この条例には、投票結果を尊重する旨の規定を設けていません。しかし、この条例に基づき住民投票が実施された場合、市民、議会及び市長等は、自治基本条例第36条第2項の規定に基づき、その結果を尊重しなければなりません。

住民投票の結果は、議会や市長を拘束するものではありませんが、十分に尊重し議論を行った上で、最終的な決定がなされなければなりません。また、市民もこの結果を尊重し、議会や市長の決定を見守る必要があります。

【関連法令】

【厚木市自治基本条例】

(住民投票)

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(請求等の制限期間)

第19条 住民投票が実施された場合は、前条の規定により投票の結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、当該住民投票に付した事項と同一又は同旨の事項について、第5条の規定による住民投票の請求又は市長提案を行うことはできない。

【解説】

投票の結果が明らかになった場合に、住民投票に付した事項と同一又は同旨の事項について再度の請求を行うことができない期間を定めています。

住民投票の結果は、市民も含め、議会や市長も尊重しなければなりません。短期間に行われる再請求は、投票結果を否定するものと考えられます。こうしたことを踏まえ、住民投票制度の適切な運用を図るため、住民投票の結果が告示された場合は、同一の事案などについて、再度住民投票の実施請求を行うことができない期間を定めたものです。

制限期間を設けない場合、投票結果によっては、その結果に反対する請求等が繰り返し行われることが懸念されます。

また、住民投票を実施した場合、よほどの状況や条件に変化がない限り、一旦示された「市民の総意」が大きく変わるということは考えにくいものです。

一方、同一事案について再度の住民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないことにもなります。

このようなことから、住民投票で示された結果について、その安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするため、制限期間を設けたものです。

この期間を1年あるいは3年とすることなども考えられますが、投票結果を尊重しなければならないことから1年では短く、状況の変化にも対応することを考慮すると3年では長いと考えています。

新たに重大な事柄(例えば、災害や凶悪事件等)が発生すると、そのことによって市民の意向が変化する場合が考えられますが、このように新たな局面を迎えた場合には、議会や市長が初回の住民投票の結果も含めた住民の意向をも考慮して対応するのが基本であり、直ちに再度の住民投票という手段を用いるものではないと考えます。

(情報の提供)

第20条 市長は、投票資格者の投票の判断に資するため、住民投票事項に係る市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するほか、市民に対し住民投票に関する必要な情報を提供するものとする。

2 市長は、前項の規定による情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければならない。

【解説】

市長は、投票資格者の投票の判断に役立てるため、住民投票に関する情報を、市民に提供することを定めています。

住民投票は、市政の重要な事項について市民の意思を直接確認する仕組みであることから、投票に当たっては、投票資格者が熟慮した上で投票することが期待されています。

こうしたことから、投票資格者が投票に当たって、どのような判断をするか十分に検討することができるよう、投票の対象となっている事項について、市が保有する情報を整理した資料を一般の閲覧に供するなど、市長に情報を提供する責務があることを規定しています。

・第1項について

住民投票事項に関する情報をそのまま提供するだけでは、効果的に住民の理解を深めることはできません。そのため、市長は、市が保有する情報を市民が理解しやすいように整理し、情報提供を行う必要があります。

住民投票は、市政の重要事項について、市民の意思を直接確認する仕組みであり、その趣旨を十分に理解していただくための情報や、投票日など、投票を行うために基本的に必要な情報の提供を行うことも、市長の責務としています。

・第2項について

住民投票の執行者である市長には、中立的な立場が求められます。この項は、情報提供に当たっても、情報提供の内容が賛否いずれかに偏ったものとならないよう、中立性に十分配慮した上で情報を提供することを市長に義務付けています。

(住民投票運動)

第21条 住民投票に関する投票運動（住民投票事項に対し賛成又は反対の意思を表明する運動、投票を呼び掛ける運動等住民投票に関する運動をいう。）は、自由に行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

【解説】

住民投票に関する投票運動について定めています。

住民投票に付された事項に対する投票資格者の理解を深めるとともに、投票資格者の間で議論を活発にすることにより、住民投票に対する投票資格者の関心を高めることが必要であることから、投票運動は原則自由に行えるものとします。

しかし、買収や強迫といった行為により、投票資格者の自由な意思を拘束するようなことや、投票資格者の投票行動を不当に干渉するようなことは行ってはなりません。また、時間を問わず大音量で呼びかけを行うことにより、市民の平穏な生活環境を侵害する行為も行ってはなりません。

なお、投票結果に拘束力を持たない住民投票であることから、罰則は設けません。

住民投票制度は、厚木市自治基本条例に基づく制度であり、住民投票運度は、厚木市自治基本条例第7条の市民の責務の規定を踏まえ、互いの意見等を尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければなりません。

住民投票の投票日が選挙の投票日と近接する場合、住民投票の投票運動も政治活動とみなされ、公職選挙法等により制限されます。

(投票及び開票)

第22条 この条例に定めるもののほか、住民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに厚木市公職選挙法令執行規程（昭和59年厚木市選挙管理委員会告示第109号）の規定に基づき行われる選挙の際の投票及び開票の例による。

【解説】

住民投票の投票と開票の手続について定めています。

住民投票の投票と開票に関する手続は、選挙とほぼ同じもので、その事務を選挙管理委員会に委任すること、選挙の投票と開票の手続は制度として確立されたものであることなどから、この条例やこの条例に基づく規則、規程に規定する内容以外の事務については、公職選挙法ほかの法令及びそれらの解釈や運用に準じて行うことにより、透明性の高い、公正かつ効率的な制度となるとともに、投票や開票が円滑に実施できます。

(意見聴取)

第23条 市長は、この条例の運用に関する事項について、厚木市自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴くものとする。

【解説】

この条例を適正に運用するため、運用に当たって疑義がある場合などは、厚木市自治基本条例第38条第1項に規定する厚木市自治基本条例推進委員会の意見を聴くことを定めています。

住民投票が厚木市自治基本条例の規定に基づき実施されるものであることから、自治基本条例の運用状況を点検するなど、自治基本条例の趣旨等を熟知した厚木市自治基本条例推進委員会に意見を聴くものとなりました。

請求代表者は、署名を収集するために必要な住民投票実施請求代表者証明書の交付を、市長に対して申請します。この申請があった場合、市長は、請求代表者としての資格の有無の確認を選挙管理委員会に依頼するほか、自らは、請求しようとする住民投票事項が第3条に規定する住民投票に付することができる事項に該当すること及び第6条に規定する形式に該当することを判定します。

厚木市自治基本条例推進委員会に意見を聴くのは、この判定を行う時に疑義がある場合や、判定に基づき市長が行った決定に異議申立があった際、異議申立に対する決定を行う場合などです。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

【解説】

この条例を運用するために必要な事項は、市長等が別に定めることを定めています。

この条例の運用について必要な事項のうち、市長が行う事務については市長が規則を定め、選挙管理委員会に委任する事務については選挙管理委員会が規程を定めます。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を、平成25年4月1日としています。

關 連 例 規

厚木市住民投票条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市住民投票条例(平成24年厚木市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(請求代表者の資格要件)

第2条 条例第4条に規定する請求資格者(以下「請求資格者」という。)のうち次に掲げる者は、条例第5条第1項に規定する請求代表者(以下「請求代表者」という。)となり、又は請求代表者であることができない。

- (1) 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第27条第1項又は第2項の規定により選挙人名簿にこれらの項の表示をされている者
- (2) 法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日以後に法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 厚木市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)の委員又は職員である者

(請求代表者証明書の交付等)

第3条 請求代表者になろうとする請求資格者は、市長に対し、住民投票実施請求代表者証明書交付申請書に条例第6条に規定する住民投票事項(以下「住民投票事項」という。)及びその趣旨を記載した住民投票実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添付して、請求代表者であることを証明する住民投票実施請求代表者証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 実施請求書に記載する住民投票事項の趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、住民投票事項が条例第3条本文に規定する事項であること及び条例第6条に規定する形式に該当すること並びに請求代表者が前条各号に掲げる者でないことが認められないときは、当該申請を却下するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、3日以内の期間を定めて補正させるものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、当該申請を却下するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請が第3項に規定する要件に該当することを確認したときは、速やかに請求代表者証明書を交付しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定により請求代表者証明書を交付したときは、直ちにその旨を告示するとともに、選挙管理委員会に通知しなければならない。

(市民請求の手続)

第4条 条例第5条第1項に規定する市民請求(以下「市民請求」という。)をしようとする請求代表者は、選挙管理委員会による住民投票実施請求者署名簿(以下「署名簿」という。)の審査終了後、署名簿の返付を受けた日から5日以内に、実施請求書に署名簿の効力を証明する書類及び署名簿を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、市民請求があった場合において、当該請求が次条に規定する要件に該当しないときは、当該請求を却下するものとする。
- 3 市長は、市民請求があった場合において、当該請求に形式上の不備があると認めるときは、請求代表者に対し、3日以内の期間を定めて補正させるものとする。この場合において、請求代表者がその定められた期間内に補正をしないときは、当該請求を却下するものとする。

(規則で定める住民投票の実施の要件)

第5条 条例第9条第1項に規定する規則で定める住民投票の実施の要件は、次のとおりとする。

(1) 署名簿の有効署名等の総数が請求資格者の総数の5分の1の数に達していること。

(2) 前条第1項の規定による請求が同項に規定する期間内に行われていること。

(実施の請求の公表)

第6条 市長は、市民請求又は条例第5条第2項に規定する議会請求があったときは、その旨を公表するとともに、選挙管理委員会に通知するものとする。

(住民投票運動の期間)

第7条 条例第21条に規定する投票運動は、投票日の前日まで行うことができる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第24号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成29年6月19日）から施行する。

住民投票に係る事務の厚木市選挙管理委員会への委任について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、厚木市住民投票条例（平成25年厚木市条例第26号。以下「条例」という。）に規定する厚木市長の権限に属する事務の一部を次のとおり厚木市選挙管理委員会に委任する。

平成25年4月1日

厚木市長 小林 常 良

- 1 条例第7条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に定める直接請求の事例によることとされた市民請求の事例に関する次に掲げる事務に関する事。
 - (1) 必要署名者数の告示に関する事。
 - (2) 署名等収集委任届の受付に関する事。
 - (3) 署名簿の受理及び却下に関する事。
 - (4) 署名等の審査、効力の決定及び証明に関する事。
 - (5) 署名簿審査録の作成及び保存に関する事。
 - (6) 署名簿の縦覧並びに縦覧の期間及び場所の告示に関する事。
 - (7) 署名簿の署名等に関する異議の申出及びその決定等に関する事。
 - (8) 署名者の総数及び有効な署名等の総数の告示並びに請求代表者への署名簿の返付に関する事。
 - (9) 署名簿の縦覧による異議の決定に基づく署名等の証明の修正に関する事。
- 2 条例第11条の規定による投票資格者名簿の調製に関する事。
- 3 条例第12条第1項の規定による投票日の決定、同条第2項の規定による投票日の告示、同条第3項の規定による投票日の変更及び同条第4項の規定による投票日の変更に係る告示に関する事。
- 4 条例第13条の規定による投票所の指定に関する事。
- 5 条例第14条第4項の規定による点字による投票及び代理投票に関する事。
- 6 条例第15条の規定による期日前投票及び不在者投票に関する事。
- 7 条例第16条第1項の規定による開票所の指定並びに同条第2項の規定による開票所の場所及び開票の日時の告示に関する事。
- 8 条例第18条の規定による住民投票の結果の告示及び関係者への通知に関する事。
- 9 条例第22条の規定により公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに厚木市公職選挙法令執行規程（昭和59年厚木市選挙管理委員会告示第109号）の規定に基づき行われる選挙の際の投票及び開票の事例によることとされた住民投票に係る投票及び開票に関する次に掲げる事務に関する事。
 - (1) 投票資格者名簿の調製等に関する事。
 - (2) 投票資格者名簿の抄本の縦覧並びに縦覧の期間及び場所の告示に関する事。

- (3) 投票資格者名簿の登録に関する異議の申出及びその決定等に関すること。
 - (4) 投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合の投票資格者名簿への登録等に関すること。
 - (5) 投票資格者名簿の記載内容の修正又は訂正に関すること。
 - (6) 投票管理者及びその職務代理者並びに投票立会人の選任に関すること。
 - (7) 投票所の場所の告示に関すること。
 - (8) 投票所入場整理券の送付に関すること。
 - (9) 投票用紙に関すること。
 - (10) 投票所（期日前投票所及び不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所を含む。）の掲示に関すること。
 - (11) 開票管理者及びその職務代理者並びに開票立会人の選任に関すること。
- 10 1 から 9 までに掲げるもののほか、住民投票の管理及び執行に関し必要と認める事務に関すること。

厚木市住民投票条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、厚木市住民投票条例（平成24年厚木市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(必要署名者数の告示)

第2条 厚木市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、条例第4条に規定する請求資格者（以下「請求資格者」という。）の総数の5分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

(署名等の収集)

第3条 条例第5条第1項に規定する請求代表者（以下「請求代表者」という。）は、同項の規定による市民請求をしようとするときは、住民投票実施請求者署名簿（以下「署名簿」という。）に住民投票実施請求書（以下「実施請求書」という。）又はその写し及び住民投票実施請求代表者証明書（以下「請求代表者証明書」という。）又はその写しを添付して、請求資格者に対し、署名等（署名し、印を押し、並びに署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めるものとする。

2 署名等（印を押しすることを除く。）は、視覚に障害のある請求資格者については、点字を使用することができる。

3 署名等は、厚木市住民投票条例施行規則（平成25年厚木市規則第10号）第3条第6項の規定による告示があった日から31日以内でなければこれを求めることができない。ただし、次項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、署名等を求めることができる期間は、同条第6項の規定による告示があった日から31日以内とする。

4 請求代表者は、本市の区域内で衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、神奈川県議会の議員若しくは知事の選挙又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間は、署名等を求めることができない。

5 請求資格者は、身体の故障等により、署名簿に署名等を行うことができないときは、他の請求資格者（請求代表者及び当該請求代表者の委任を受けて請求資格者に対し署名簿に署名等を行うことを求める者を除く。）に委任して、当該署名簿に署名等をさせることができる。

6 前項の規定により請求資格者から委任を受けた者（以下この項において「署名等代筆者」という。）が署名簿に当該請求資格者の署名等を行う場合においては、署名等代筆者は、当該署名簿に署名等代筆者としての署名等を行わなければならない。

(署名等の収集の委任)

第4条 請求代表者は、請求資格者に委任して、署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに住民投票実施請求者署名等収集委任状を添付した署名簿を用いなければならない。

2 請求代表者は、前項の規定により署名等を求めるための委任をしたときは、直ちに署名等収集委任届により、委員会に届け出なければならない。

(署名等の取消し)

第5条 署名簿に署名等をした者（以下「署名者」という。）は、請求代表者が次条第1項の規定により当該署名簿を委員会に提出するまでの間は、請求代表者を通じて、当該署名簿の署名等を取り消すことができる。

(署名簿の提出等)

第6条 請求代表者は、署名者の数が必要署名者数以上となったときは、第3条第3項に規定する期間の満了の日の翌日から5日以内に署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を委員会に提出し、署名者が請求資格者であることの証明(以下「署名等の証明」という。)を求めなければならない。

2 委員会は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名者の数が必要署名者数に満たないことが明らかであるとき又は同項に規定する期間を経過して提出されたものであるときは、同項の規定による証明の求めを却下しなければならない。

(署名等の審査等)

第7条 委員会は、前条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、その日から20日以内に審査を行い、署名簿の署名等の効力を決定し、その旨を住民投票実施請求者署名簿証明書により証明しなければならない。

2 委員会は、署名簿の署名等の有効又は無効を決定するときは、印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る2以上の有効な署名等があるときは、一つを有効と決定しなければならない。

3 署名簿の署名等で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) 条例及びこの規程に規定する手続によらない署名等

(2) 署名者が何人であるか確認し難い署名等

4 委員会は、住民投票実施請求者署名簿審査録(以下「署名簿審査録」という。)を作成し、署名簿の署名等の効力の決定に関し、無効と決定した署名等についての決定の次第その他必要な事項を記載するとともに、署名簿の署名等の効力が確定するまでの間、これを保存しなければならない。

(署名簿の縦覧)

第8条 委員会は、前条第1項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。

2 委員会は、署名簿を縦覧に供するときは、縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の期間及び場所を告示するものとする。

3 署名簿の署名等に関し異議があるときは、関係人は、縦覧の期間内に委員会に申し出ることができる。

4 委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、当該申出を受けた日から14日以内に当該申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該申出を正当であると決定したときは直ちに前条第1項の規定による署名等の証明を修正するとともに、その旨を告示し、並びに申出人及び関係人に通知し、当該申出を正当でないとして決定したときは直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。

5 委員会は、縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は前項の規定による全ての異議についての決定をしたときは、その旨、署名者の総数及び有効な署名等の総数を告示するとともに、末尾に署名者の総数並びに有効な署名等及び無効な署名等の総数を記載した署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(署名簿の証明の修正)

第9条 委員会は、前条第4項の規定による署名等の証明の修正をする場合においては、当該修正が異議の決定に基づく旨、異議の申出人の氏名及び異議の決定の年月日を署名簿に付記するとともに、署名簿審査録に当該修正の次第を記載しなければならない。

(投票資格者名簿の調製等)

第10条 条例第11条に規定する投票資格者名簿(以下「投票資格者名簿」という。)には、条例

第10条に規定する投票資格者（以下「投票資格者」という。）の氏名、住所、生年月日、性別等を記載するものとする。

- 2 委員会は、住民投票を実施する場合において、条例第12条第2項の規定による告示の日（選挙の期日と同じ日を投票日とする場合（以下「同日実施の場合」という。）については、当該選挙の期日の公示又は告示の日）の前日現在の投票資格者（投票資格者の年齢については、投票日現在）を投票資格者名簿に登録するものとする。
- 3 投票資格者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。
- 4 前項の規定により投票資格者名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第10条の規定を準用する。

（投票資格者名簿の縦覧）

第11条 委員会は、前条第2項の規定により投票資格者名簿へ投票資格者の登録をしたときは、投票資格者からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を縦覧に供さなければならない。

- 2 委員会は、前項の規定による縦覧を開始する日の3日前までに縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。

（投票資格者名簿に関する異議申出）

第12条 投票資格者は、投票資格者名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧の期間内に、文書で委員会に異議を申し出ることができる。

- 2 委員会は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内にその異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。
- 3 委員会は、前項の規定により異議の申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消するとともに、その旨を告示し、及び異議の申出人に通知しなければならない。
- 4 委員会は、第2項の規定により異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議の申出人に通知しなければならない。

（投票資格者名簿の補正登録）

第13条 委員会は、第10条第2項の規定による投票資格者名簿の登録をした日以後、当該登録の際に投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を直ちに投票資格者名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

（投票資格者名簿の訂正等）

第14条 委員会は、投票資格者名簿に登録されている者の記載内容（第10条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿については、記録内容）に変更があったこと又は誤りがあることを知った場合には、直ちにその記載（同項の規定により磁気ディスクをもって調製する投票資格者名簿については、記録）の修正又は訂正をしなければならない。

（投票管理者及びその職務代理人）

第15条 住民投票の投票に関する事務を担当させるため、投票日における投票所及び条例第15条に規定する期日前投票（以下「期日前投票」という。）の投票所（以下「期日前投票所」という。）に投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から委員会が選任する。ただし、同日実施の場合においては、選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。
- 3 委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者（以下「投票管理者の職務代理人」という。）を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。ただし、同日実施の場合においては、選挙の投票管

理者の職務を代理すべき者を当該住民投票の投票管理者の職務代理人とすることができる。

(投票立会人)

第16条 委員会は、住民投票を実施する場合において、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の投票立会人を選任する。ただし、同日実施の場合においては、選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。

(投票所の告示)

第17条 委員会は、投票日における投票所については条例第12条第2項の規定による告示があった日から投票日の5日前までに、期日前投票所については同項及び同条第4項の規定による告示があった日にその場所を告示しなければならない。

(投票をすることができない者)

第18条 投票日(期日前投票については、当該期日前投票の当日)において、投票資格でない者は、投票をすることができない。

(投票所入場整理券)

第19条 委員会は、条例第12条第2項の規定による告示があった日以後できるだけ速やかに第10条第2項の規定により投票資格者名簿に登録された者に対して、投票所入場整理券を送付するものとする。

(投票用紙)

第20条 条例第14条第1項の規定による投票は、委員会が別に定める投票用紙により行うものとする。

2 条例第14条第4項の規定による点字による投票(以下「点字投票」という。)は、委員会が別に定める点字用の投票用紙により行うものとする。

(点字投票)

第21条 点字投票は、視覚に障害のある投票人が投票管理者に申請することにより行わなければならない。

(代理投票)

第22条 条例第14条第4項の規定による代理投票は、身体の故障等により の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより代理投票をさせることができる。

2 前項の規定による申請があった場合において、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、当該申請をした投票人の投票を補助すべき者2人をその承諾を得て定め、その1人に投票の記載をする場所において当該投票人が指示する投票用紙の選択肢の欄に の記号を記載させ、他の1人をこれに立ち合わせなければならない。

(期日前投票)

第23条 期日前投票は、投票日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、条例第12条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において行わなければならない。

(不在者投票)

第24条 条例第15条に規定する不在者投票(以下「不在者投票」という。)は、前条に規定する投票人が、次項の規定により置かれた不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により、委員会が置く。この場合において、同条第2項及び第4項第2号中「労災リハビリテーション作業所の長」とあるのは、「労災リハビリテーション作業所の長であって、その承諾を得たもの」とする。

3 前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者に該当する者が、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。

(住民投票事項等の掲示)

第25条 委員会は、投票日における投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に住民投票事項及びその趣旨を掲示するものとする。

2 委員会は、条例第12条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に住民投票事項及びその趣旨を掲示するものとする。

(投票録の作成)

第26条 投票管理者は、住民投票投票録を作成し、投票に関する次第を記録しなければならない。

(開票管理者及びその職務代理者)

第27条 住民投票の開票に関する事務を担当させるため、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から委員会が選任する。ただし、同日実施の場合においては、選挙の開票管理者を当該住民投票の開票管理者とすることができる。

3 委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者(以下「開票管理者の職務代理者」という。)を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。ただし、同日実施の場合においては、選挙の開票管理者の職務を代理すべき者を当該住民投票の開票管理者の職務代理者とすることができる。

(開票立会人)

第28条 委員会は、住民投票を実施する場合において、当該投票資格者の中から、本人の承諾を得て、3人以上5人以下の開票立会人を選任する。ただし、同日実施の場合においては、選挙の開票立会人を当該住民投票の開票立会人とすることができる。

(開票所)

第29条 同日実施の場合における開票所は、選挙の開票所と同じ場所とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(開票録の作成)

第30条 開票管理者は、住民投票開票録を作成し、開票に関する次第を記録しなければならない。

(その他)

第31条 この規程に定めるもののほか、住民投票の管理及び執行について必要な事項は、その都度委員会が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

住民投票の流れ（市民請求）

請求資格者の請求による住民投票の流れ (~)



参 考 资 料

1 厚木市住民投票条例制定までの経過

平成23年8月1日～平成24年3月6日

厚木市住民投票制度在り方検討会（6回開催）
～厚木市にふさわしい住民投票制度の在り方について～
3月28日 検討結果報告書提出

平成24年5月

厚木市住民投票制度在り方検討会の検討結果報告書を基に、庁内検討組織により住民投票制度の基本方針案を検討し、住民投票制度の基本方針を策定

平成24年6月

住民投票制度の基本方針を策定

平成24年7月

自治基本条例の制定を考える市民会議元メンバー
住民投票制度の基本方針について意見聴取（郵送）
住民投票制度在り方検討会委員
住民投票制度の基本方針について意見聴取（郵送）

平成24年7月20日

厚木市自治基本条例推進委員会開催
住民投票制度の基本方針について意見聴取

平成24年7月22日

住民投票制度の基本方針について意見交換会を開催

平成24年9月

パブリックコメント用、厚木市住民投票制度骨子及び厚木市住民投票制度骨子の解説を策定

平成24年9月13日

住民投票制度在り方検討会開催
厚木市住民投票制度骨子について意見聴取

平成24年9月15日～平成24年10月15日

住民投票制度の骨子についてパブリックコメントを実施

平成24年11月29日

市議会12月定例会に厚木市住民投票条例（案）を提案

平成24年12月21日

市議会12月定例会において、厚木市住民投票条例可決

平成24年12月25日

厚木市住民投票条例公布

平成25年4月1日

厚木市住民投票条例施行

2 厚木市住民投票制度在り方検討会

市民主体の自治の実現を目指し、その基本となる理念や原則を明らかにした厚木市自治基本条例第36条の規定に基づく住民投票について、その制度の在り方に関する基本的な考え方を検討するため、平成23年8月1日に設置した。

検討会では、住民投票制度の導入に当たって、課題となる13の項目を抽出し、6回に及ぶ会議を経て、検討結果報告書を取りまとめ平成24年3月28日に市長に報告した。

(1) 厚木市住民投票制度在り方検討会委員の構成

選出区分	人 数
公募による市民	4人
コミュニティ団体からの推薦	1人
学識経験者	5人

(2) 会議経過

第1回	平成23年8月1日(月)	会長及び会長職務代理者の選出 会議等の公開のルール 等
第2回	平成23年9月16日(金)	住民投票の対象事案について 投票資格者の範囲について 等
第3回	平成23年10月25日(火)	請求及び発議の主体について 請求又は発議の要件について 等
第4回	平成23年11月30日(水)	投票運動について 投票の期日について 等
第5回	平成24年1月11日(水)	検討結果のとりまとめについて
第6回	平成24年3月6日(火)	検討結果報告書について

厚木市住民投票制度在り方検討会設置規程

(設置)

第1条 市民主体の自治の実現を目指し、その基本となる理念や原則を明らかにした厚木市自治基本条例（平成22年厚木市条例第25号）第36条の規定に基づく住民投票について、その制度の在り方に関する基本的な考え方を検討するため、厚木市住民投票制度在り方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 住民投票制度の在り方の検討に関すること。
- (2) その他住民投票制度の検討に関して必要な事項

(設置期間)

第3条 検討会の設置期間は、平成23年4月1日から（仮称）厚木市住民投票条例の施行の日までとする。

(委員)

第4条 検討会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) コミュニティ団体等から推薦された者

2 委員の任期は、委嘱の日から前条に定める設置期間の終期までとする。

(会長等)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し検討会への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、厚木市自治基本条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

厚木市住民投票条例逐条解説

平成25年6月 発行

平成28年6月 改定

平成29年6月 改定

編 集 厚木市政策部企画政策課

発 行 厚木市

神奈川県厚木市中町三丁目17番17号

〒243-8511 電話 (046)223-1511 (代表)
